

美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業実施業務委託仕様書

1. 委託業務名

「美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業実施業務委託」

2. 業務の目的

美里町と甲佐町（以下「両町」という。）の町民による郷土の魅力再発見及び町外の方へ観光地のPRを目的として、両町内の観光地等をスポットとした、美里町及び甲佐町デジタルスタンプラリー事業（以下「スタンプラリー」という。）を実施する。

3. 委託金額（上限額）

4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（美里町分 2,250,000 円(税込)、甲佐町分 2,250,000 円(税込)）

4. 契約の方法

受託者及び両町と3者契約を行う。

5. 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

6. 業務概要

以下のとおり、スタンプラリーの実施に係る一切の業務を行うこと。

（1）スタンプラリーの企画・運営

ア スタンプスポットの設定

スタンプスポットは以下のとおりとする。

【美里町】

- ・ 霊台橋
- ・ 御坂遊歩道（3,333 段 日本一の石段）
- ・ 熊延鉄道跡（八角トンネル）
- ・ フォレストアドベンチャー・美里

- ・美里の森キャンプ場ガーデンプレイス
- ・佐俣の湯
- ・二俣橋

【甲佐町】

- ・甲佐町やな場
- ・井戸江峡交流拠点施設 COMMON IDOE
- ・陣ノ内城跡
- ・麻生原キンモクセイ
- ・甲佐神社
- ・NIPPONIA 甲佐 疎水の郷
- ・甲佐町直売所ろくじ館

イ デジタルスタンプラリー実施期間

契約締結日から令和7年1月31日の期間内の60日間以上

ウ スタンプラリー当選者の決定及び賞品の手配・発送

- ・応募情報を取りまとめの上、当選者を決定すること。なお、その方法については、別途発注者と協議すること。
- ・賞品に係る費用（制作費、梱包費、抽選・発送費等）は本業務委託に含めること（全体で50本、30万円程度）。なお、その内容については、別途発注者と協議すること。
- ・当選者の決定は厳正に行うこととし、同一アカウントに2つ以上の賞品が当選しないよう留意すること。
- ・当選者の決定後は速やかに発送を行うこと。また、生鮮食品を送付する場合には、発送に細心の注意を払うこと。

（2）スタンプラリーに関する広報・情報発信

受注者は、新聞・テレビ・雑誌・ラジオ・ウェブサイト・SNS・ポスター・チラシ等の広報媒体を用いて、本事業の情報を広く発信すること。また、情報公開後のサイト・コンテンツの改善及び更新・修正等を行うこと。

（3）スタンプラリーシステムの整備及び管理運営

ア スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン

等」という。)でスタンプラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。

- イ QRコードおよびスマートフォン等のGPS機能によりスタンプを獲得できるシステムとし、屋内・屋外両方で利用可能であること。なお、QRコード台紙は、発注者が指定する施設分作成し、スタンプラリー開始前に設置すること。
- ウ スタンプスポットは電子地図上で確認できる仕様とすること。
- エ スタンプラリー期間中に同一のアカウントが、1つのスタンプスポットで獲得できるスタンプは1つとすること。
- オ スタンプの獲得数等に応じて、賞品に応募できるシステムとすること。
- カ スタンプラリー参加中に機種交換をした場合のスタンプ取得状況の引継ぎを可能とすること。
- キ 参加者等から不正な操作が行われないようシステムセキュリティに適正な措置を講ずること。
- ク システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について発注者に説明を行うこと。
- ケ 事業を実施するために必要な知識や経験を有する人材を確保し、事業を確実に遂行できる体制を整えること。
- コ 事業に関わる制作物等の設置、保守、撤去は、受託者の責任で行うこと。
また、設置に当たっては、各種法令を遵守し、必要に応じて管理者等の許可を得ること。
- サ 設置物の定期的な保守、点検を行い、破損等が発見された場合は補修や交換を行うこと。

(4) 効果測定

- ア スタンプラリー実施による効果を測定すること。参加者のアクセス集計を行い、参加要因や施設別の来場者数、年代・性別・居住地・参加形態等から分析を行うこと。
- イ 個人情報の取得の範囲は、商品の発送及び効果測定に必要な情報に限ること。また、個人情報の漏洩がないようにすること。

(5) スタンプラリー事務局の運営

事務局として、スタンプラリーに関する問合せ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。

7. 業務報告

本業務完了後、速やかに次の提出物を作成し、紙（カラー刷り 2 部）及び電子データ（CD-R 等 2 部）で提出すること。

（1）提出物

- ・ 完了報告書（様式第 10 号）
- ・ 構築されたシステム機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）。
- ・ 印刷物等の電子データ
- ・ 効果測定結果
- ・ 請求書

※受託者の瑕疵により提出物に不備が発見された場合は、両町の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、提出物の差し替えを行うこととする。

（2）提出期限

令和 7 年 2 月 28 日まで

（3）提出方法 電子メール（PDF 形式 請求書は紙で両町宛て各 1 部提出）

（4）提出先 美里町 美しい里創生課 観光商工係

(kankoushoukou@town.kumamoto-misato.lg.jp)

8. 委託料の支払

請求のあった日から 30 日以内に、請求者が指定する口座に振り込むものとする。

9. 権利の帰属

- （1）受注者は、本業務による成果品の著作権を全て発注者に譲渡し、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。
- （2）受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。

10. その他

- （1）本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。
- （2）本仕様書の解釈に疑義が生じた事項および本仕様書に定めない事項については、発注者と受託者が相互に協議のうえ決定する。なお、仕様書に明示がない事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含むものとする。